

【詳細解説】

台湾の原子力損害賠償法の概要は以下の通りです。

第1条（適用範囲）

原子力損害賠償法は平和利用によって生じた原子力損害の賠償に適用される。原子力損害賠償法に規定が無い場合は他の法律の規定が適用される。

第2条（用語の定義）

「核燃料」とは、核分裂の連鎖反応によってエネルギーを発生させる能力をもつ物質を意味する。

第3条（用語の定義）

「放射性生成物または放射性廃棄物」とは、核燃料の生産または利用にあたり、放射線を受けたことによって生成された放射性物質または、放射線を受けたことによって放射性を帯びた物質を意味する。ただし最終的な製造過程において生成され、化学用途、医学用途、農業用途、商業用途または工業用途のために製造された放射性同位元素およびその廃棄物は含まない。

第4条（用語の定義）

「原子炉」とは、内部において管理可能な核分裂の連鎖反応を起こすことができるような正しい配列で核燃料を充填した構造を意味する。

第5条（用語の定義）

「核物質」とは次のものを意味する。

- (1)天然ウラン及び劣化ウランを除く核燃料で、単独またはその他の物質との組合せにより、原子炉外における核分裂の連鎖反応によってエネルギーを発生させることができるもの。
- (2)放射性生成物、放射性廃棄物。

第6条（用語の定義）

「原子力施設」とは次のものを意味する。

- (1)原子炉。
- (2)核物質を生成する施設。使用済燃料再処理施設を含む。
- (3)核物質の処理、貯蔵または廃棄のみを目的とする施設。

第7条（用語の定義）

原子力施設の「運転者」とは、その施設の運転責任者として、政府によって指定された者、または承認された者を意味する。

第 8 条（用語の定義）

「原子力損害」とは、核燃料もしくは放射性生成物または放射性廃棄物の放射性、もしくは有毒性、爆発性、またはその他の危険な性質と複合された放射能によって、またはその結果生じた死亡、傷害または財産の損失を意味する。

第 9 条（用語の定義）

「原子力事故」とは、原子力損害を生じた同一の原因により、同時に、または連続的に起きた単一の事故、または一連の事故を意味する。

第 10 条（適用範囲）

核燃料、放射性物質または放射性廃棄物の量が以下の範囲内である場合は他の法律が適用される。

- (1)ウラン 238 に対するウラン 235 の比率が天然存在比以上 5%未満であるウラン及びその化合物の場合、ウラン 235 の含有量は 2000g に制限される。
- (2)ウラン 238 に対するウラン 235 の比率が 5%以上であるウランおよびその化合物の場合、ウラン 235 の含有量は 800g に制限される。
- (3)プルトニウム及びその化合物の場合、プルトニウムの重量は 500g に制限される。
- (4)ウラン 233 及びその化合物の場合、ウラン 233 の重量は 500g に制限される。
- (5)放射性生成物または放射性廃棄物については放射エネルギーを 370 億ベクレル（1 キュリー）とする。

第 11 条（責任集中）

原子力事故が発生した場合、運転者はその事故によって生じた原子力損害に対して賠償する責任を有する。

第 12 条（運転者の責任範囲）

原子力事故の原因が原子力施設の核物質である場合、次の条件のいずれかに基づき、当初の運転者とその事故に起因する損害賠償責任を負う。

- (1)別の原子力施設運転者が、書面による契約に基づき、賠償責任を引き継いでいない。
- (2)かかる書面による契約が無い場合、別の原子力施設運転者が核物質を引き継ぐ前または所有する前である。

第 13 条（海外に輸送中の事故の責任）

核物質が台湾から海外に輸出される途中で原子力事故が発生した場合、核物質を輸送する原子力施設の運転者が台湾領土内で生じた原子力損害を賠償する責任を負う。

第 14 条（一時的貯蔵所内の事故の責任）

核物質の一時的貯蔵所を提供する原子力施設の運転者は、輸送に付随する一時的貯蔵所内での核物質に関わる原子力損害を賠償する責任を負わない。

第 15 条（複数運転者の責任）

複数の運転者が原子力損害の賠償責任を負う場合、これらの運転者は、その補償金を共同で各自に負担する。

第 16 条（同一施設の事故の責任）

核物質の輸送中に同一の輸送手段において原子力事故が発生した場合、または核物質が輸送中に同一の原子力施設に一時的に保管されている間に原子力事故が発生した場合、その事故によって生じた原子力損害を賠償する責任は複数の運転者が負う。

第 17 条（複数の原子力施設に関わる事故の責任）

一つの原子力事故に同一運転者の複数の原子力施設が関わっている場合、当該運転者は関係する各原子力施設についての賠償責任を負う。

第 18 条（免責事項）

原子力施設の運転者は、原子力事故が故意により引き起こされたか過失によって発生したかを問わず、その原子力損害について賠償責任を負う。ただし、原子力事故が国際武力紛争、敵対行為、国内暴動または巨大な自然災害に直接起因する場合はその限りでない。

第 19 条（被害者の故意・過失の場合）

原子力損害の発生または拡大の原因が、被害者の故意または過失であることを原子力施設の運転者が立証できる場合、裁判所は、賠償を軽減または免除する場合がある。

第 20 条（原子力損害の範囲）

単独の原子力事故によって生じたすべての損害、または他の損害と原子力損害が完全に区別できない他の事故を併発した原子力事故によって生じたすべての損害は、当該原子力事故によって生じた原子力損害とみなされる。

第 21 条（原子力施設自体及び関連物件の賠償）

原子力施設自体及びその施設の敷地内において施設に関連して使用される財産、または原子力事故の原因となった核物質を輸送するために使用される輸送手段の財産について、原子力施設の運転者が原子力損害の賠償責任を負う場合は、本法律上の責任は問われず、他の法律が適用される。

第 22 条（求償権）

契約書に具体的規定がある場合や、原子力損害が個人の故意によって発生した場合に限り、原子力施設の運転者は求償権を有する。

第 23 条（責任集中）

原子力施設の運転者以外の者は、第 22 条に規定される場合を除き、原子力損害に対する賠償責任を負わない。

第 24 条（責任限度額）

原子力施設運転者が単一の原子力事故に起因する原子力損害に対して負う賠償責任の上限は、42 億台湾ドルとする。

第 25 条（賠償措置の強制）

原子力施設運転者は、原子力損害賠償金の上限を償うに足る損害賠償保険または財務保証を維持しなければならない。

また、原子力施設運転者は、行政院原子力エネルギー審議会の承認を得ない限り、原子力施設の運転又は核物質の輸送を行ってはならない。

上記規定は国、省、市の原子力施設及びそれらの研究組織には適用されない。

また、以下の場合には賠償措置額が減額される。

(1)出力 100kw 以上 10000kw 未満の原子炉の場合、付随する輸送、処理、貯蔵、処分を含め、8 億 4000 万台湾ドルに減額される。

(2)出力 100kw 未満の原子炉の場合、付随する輸送、処理、貯蔵、処分を含め、2 億 1000 万台湾ドルに減額される。

(3)核物質を生成する施設（使用済み燃料の再処理施設を除く）の場合、2 億 1000 万台湾ドルに減額される。

(4)核物質の処理、貯蔵、処分のための専用施設の場合、2億1000万台湾ドルに減額される。

(5)使用済み燃料または使用済み燃料の再処理中に生成された廃棄物を処分する施設の場合、8億4000万台湾ドルに減額される。

(6)1万kg未満の核燃料の輸送の場合、2億1000万台湾ドルに減額される。

(7)1万kg以上の核燃料の輸送の場合、8億4000万台湾ドルに減額される。

(8)放射性生成物または放射性廃棄物の輸送で、各回の輸送量が特定限界量の1万倍未満の場合、2億1000万台湾ドルに減額される。

(9)放射性生成物または放射性廃棄物の輸送で、各回の輸送量が特定限界量の1万倍以上の場合、8億4000万台湾ドルに減額される。

第26条（保険又は財務保証の継続）

第25条において規定された損害賠償保険または財務保証を契約期間中に停止又は解除してはならない。ただし行政院原子力エネルギー審議会の承認を受けた場合はその限りでない。

第27条（国の補完的救済）

損害賠償保険または財務保証によって受け取った金額が、最終的に決定された原子力損害賠償金額に足りない場合、国は、原子力施設運転者が賠償金全額を償うため、差額を原子力施設運転者に貸し付ける。ただし貸付金額は第24条に定められた上限までとする。

第28条（消滅時効）

損害が発生したことおよび賠償責任を負う者を知ってから3年以内に訴訟を起こさなかった場合、賠償請求権は消滅する。ただしいかなる場合も賠償請求権を有する期間は原子力事故の発生日から10年を越えないものとする。

第29条（盗取、紛失、投棄された核物質による事故）

盗取、紛失、投棄、放棄された核物質による原子力事故の場合、損害賠償請求は核物質が盗取、紛失、投棄、放棄されたときから20年以内に行わなければならない。

第30条（請求額の変更）

第28～29条に従って期間内に訴訟を起こした者は、期限切れとなっている場合でも損害の悪化を考慮に入れ、請求額を変更することができる。ただし請求額の変更は初回上訴の口頭弁論が終了する前に行うことを条件とする。

第 31 条（保険会社または財務保証人への直接請求）

原子力損害を被った者は、運転者が原子力損害を賠償できない場合、運転者の損害賠償保険会社または財務保証人に、直接賠償を請求することができる。

第 32 条（原子力事故調査評議委員会）

原子力事故の発生後、行政院原子力エネルギー審議会は以下の職務を実行し権利を行使する「原子力事故調査評議委員会」を設置することができる。

- (1)原子力事故を判断し、その原因を調査する。
 - (2)原子力損害を調査し、評価する。
 - (3)原子力事故の賠償、救済および回復に関する勧告を行う。
 - (4)原子力施設の安全性保護の改善に関する勧告を行う。
- 上記の調査、評価および勧告に関する報告書を作成する。

第 33 条（損害額が責任制限を上回る場合）

原子力損害の額が原子力施設運転者の責任制限額を超えた場合、または超える可能性がある場合、死亡および傷害に対する賠償を優先し、賠償総額の 10%を、原子力損害が後日発見された場合に備えて取り置く。

第 34 条（国家の救済・回復措置）

重大な原子力事故が発生した場合、国家は、必要な救済および回復措置を講じる。

第 35 条（外国籍の被害者）

被害者が外国籍の場合、この法律は互恵的に適用される。

第 36 条（実施規則）

この法律の実施規則は、行政院原子力エネルギー審査会が制定する。

第 37 条（発効日）

この法律は発布の日をもって発効する。改正条項は発布の 1 年後に発効する。

以上